

清水港旧4号上屋（日の出旅客待合所）

活用事業者募集要項

令和7年5月

静岡県交通基盤部港湾局港湾振興課

目次

第1	募集要項の位置付け.....	1
第2	業務の概要.....	1
1	募集の趣旨.....	1
2	業務対象エリア.....	3
3	業務内容.....	3
4	使用条件.....	3
5	事業者の収入及び負担.....	3
第3	事業に当たり必要となる工事・備品と負担区分.....	3
第4	公募参加者の資格要件等.....	3
1	公募参加者について.....	3
2	留意事項.....	4
第5	公募スケジュール.....	5
1	スケジュール内容.....	5
2	公募手続き等.....	5
3	事業候補者の選定.....	7
4	事業者の決定.....	7
第6	公募等の実施に関する資料提出、問い合わせ先.....	8

第1 募集要項の位置付け

「清水港旧4号上屋（日の出旅客待合所）活用事業者募集要項」（以下、「募集要項」という。）は、「日の出旅客待合所における集客機能付き待合所の管理運営（以下、「本業務」という。）」を民間事業者や団体等（以下、「事業者等」という。）に公募する上での手続等を定めるものである。

なお、併せて公表する次の資料は、募集要項と一体のものであり、今後、県及び公募参加者は、募集要項等に記載された内容に基づき、手続を進めることとする。

【募集要項等】

- 1 募集要項 ※本書
- 2 要求水準書
- 3 事業者選定基準
- 4 基本協定書（案）
- 5 様式集

第2 業務の概要

1 募集の趣旨

県は、清水港日の出地区を地域経済の活性化につながるような魅力あるウォーターフロントとすることを目指しており、その重要事業として、クルーズ船の誘致を位置づけている。

清水港客船誘致委員会を中心とした誘致活動により、クルーズ船の寄港状況は、平成23年に富士山の世界遺産登録を契機に寄港数が右肩上がりに増加した。令和2年からのコロナ禍で一時、寄港数は減少に転じたものの、収束後は回復基調に転じ、令和6年には清水港で過去最高の87回の寄港を記録し、令和7年以降も100回程度の寄港を見込んでいる。

また、清水港は平成29年7月に国土交通省から「国際旅客船拠点形成港湾」に指定されたことを受け、港湾管理者である県は、平成29年12月に「清水港 国際旅客船拠点形成計画」を策定した。この形成計画に基づき、日の出岸壁の増深改良工事、国際クルーズターミナルの整備、緑地の整備等を行い、クルーズ船受入環境の改善を実施している。

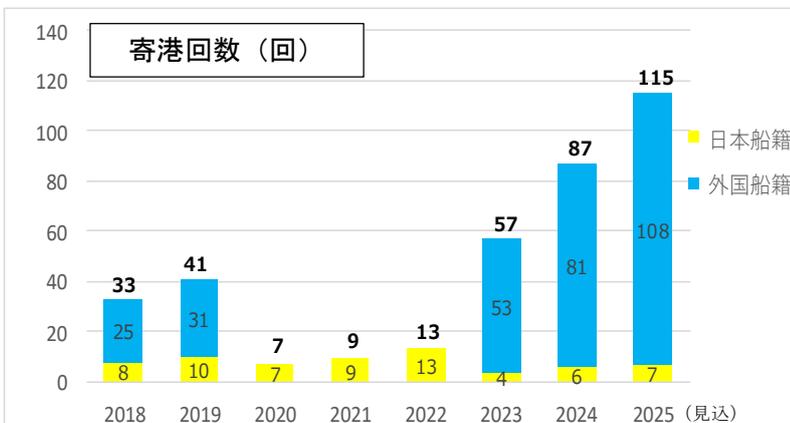
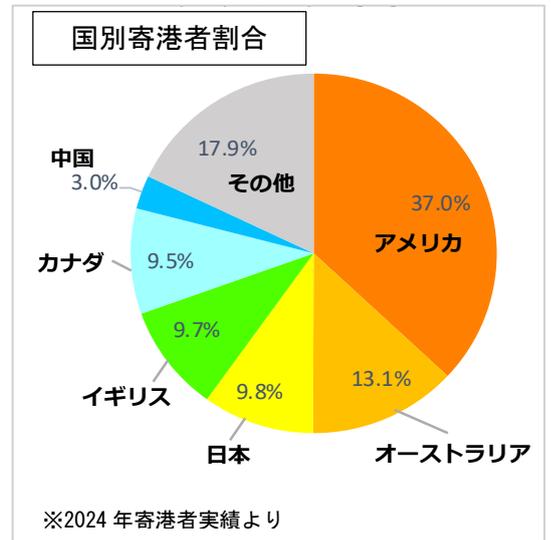
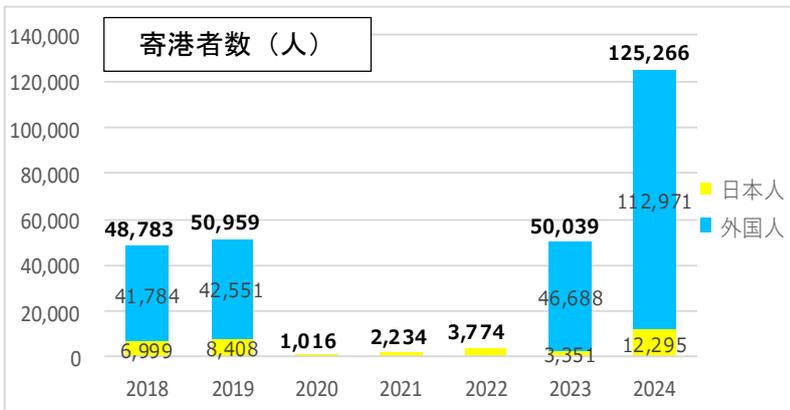
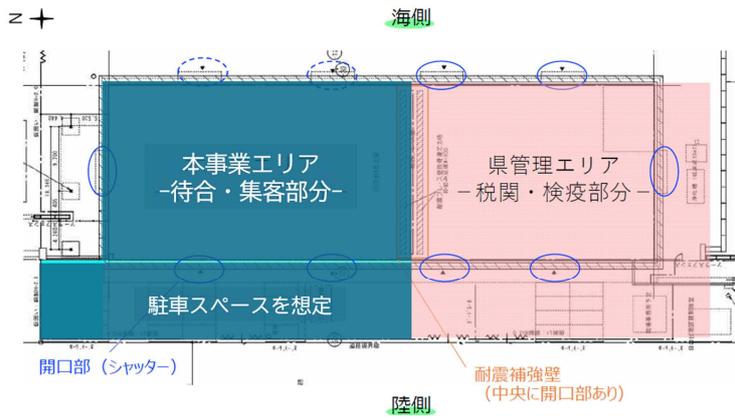
今回、更なる受入環境の改善を目指し、旧4号上屋の集客機能付き待合所への転換に着手する。施設の運営に当たっては、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営能力等を活用することが地域経済の活性化および日の出地区のにぎわい創出に有効であると考え、施設運営を行う者を公募する。



旧4号上屋（外観）



旧4号上屋（内観）



2 業務対象エリア

清水港旧4号上屋活用業務要求水準書 第1の3を参照

3 業務内容

清水港旧4号上屋活用業務要求水準書 第1の4を参照

4 使用条件

清水港旧4号上屋活用業務要求水準書 第1の5を参照

5 事業者の収入及び負担

事業者の収入及び負担については、次のとおりとする。

(1) 事業者の収入

事業者による自主事業収入は、事業者の収入とする。

(2) 事業者の負担

本業務の管理・運営経費は、事業者の負担とする。詳細については、別添「清水港旧4号上屋活用業務要求水準書」において提示する。

第3 事業に当たり必要となる工事・備品と負担区分

清水港旧4号上屋活用業務要求水準書 第1の6を参照

第4 公募参加者の資格要件等

1 公募参加者について

公募への参加者（以下、「申請者」という。）は、法人その他の団体又は複数の法人やその他の団体により構成するグループ（以下「法人等」という。）とする。個人での申請は不可とする。なお、次のいずれかに該当する法人等又は次のいずれかに該当する法人その他団体が代表又は構成員となっているグループは、申請者となることはできない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理もしくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がされている法人等を含む。）

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者

(5) 会社更生法（平成14年法律第15号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧厚生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下

- 「更生手続開始の申立て」という。)がなされている者(ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧厚生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧厚生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなさなかった者とみなす。)
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。)
- (8) 次のいずれかに該当する者
- ① 役員等(当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいい、その他の団体にあってはその代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者
 - ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる。

2 留意事項

(1) グループでの申請

複数の法人その他団体がグループを構成して申請(以下、「グループ申請」という。)する場合は、代表の法人等を定めること(代表以外の他の法人等は、グループの構成員として扱う)。単独で申請した法人その他団体は、他のグループ申請の代表又は構成員となることはできない。また、複数のグループにおいて同時に代表又は構成員となることもできない。

(2) 申請者が次のいずれかに該当した場合は、その者を審査の対象から除外する。

- ① 複数の企画提案書等を提出した場合
- ② 申請者若しくは申請者の代理人、その他の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、又は事業者の選定者に個別に審査結果に影響を与えるような接触をした場合
- ③ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤ その他不正な行為があったと県が認めた場合

第5 公募スケジュール

1 スケジュール内容

事業者の募集、選定、契約までの手順及びスケジュールは下表のとおりとする。

日 程		内 容
令和7年	5月30日	公募要項等の公表（公募開始）
	5月30日～7月25日	公募要項等の質問の受付
	5月30日～7月25日	施設内覧（要予約）
	8月22日	参加表明書、公募参加資格申請書類の提出期限
	8月29日	参加資格審査の結果通知
	9月30日	企画提案書等の提出期限
	10月中旬（別途通知）	提案内容に関するプレゼンテーション
	10月下旬（別途通知）	候補者の決定、通知及び結果公表
	10月下旬（別途通知）	協定締結、事業者決定

2 公募手続き等

(1) 募集要項等の公表

募集要項等は、県のホームページにおいて公表し、紙面による配布は行わないものとする。

(2) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

① 受付期間 令和7年5月30日（金）～7月25日（金）午後5時

② 提出方法

質問者は、内容を簡潔にまとめて、質問書（様式第8号）に記入し、電子メールで送信すること。（電話や口頭による質問は受け付けない。）なお、質問者は、応募資格を満たす法人等に限り。

③ 提出先 「第6 公募等の実施に関する資料提出、問い合わせ先」に示すとおり

④ 回 答

質問受付後、2営業日以内に返信メールを事務局から送信する。募集要項に関する質問及び回答は、随時、「第6 公募等の実施に関する資料提出、問い合わせ先」に記載されたホームページにおいて掲示する。

(3) 施設内覧

施設の内覧は、令和7年5月30日（金）～7月25日（金）まで可能とし、「第6 公募等の実施に関する資料提出、問い合わせ先」にメールにて希望日時を記載の上、申し込むこと。

(4) 参加表明書、公募参加資格申請書類の受付

① 受付期限 令和7年8月22日（金）午後5時（必着）

② 受付場所 「第6 公募等の実施に関する資料提出、問い合わせ先」に示すとおり

③ 提出方法 持参又は郵送

④ 提出書類

提出書類は、原則日本産業規格A列4番とし、ファイルに次の順番で綴じて、正本1部を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、グループ申請の場合、イについて

は、構成員となる全ての法人等のものを提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号及び第1号-2（グループ申請の場合））

イ 申請する法人等に関する書類

- ・法人にあつては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあつては、外国人登録証明書の写し）（申請日前3か月以内の日付のものに限る）
- ・定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ・団体の組織、沿革、その他事業の概要を記載した書類
- ・貸借対照表、損益計算書又はこれに類するもの（直近3年分）
- ・納税証明書（国税及び申請する事業所の所在地の地方税）（直近3年分）
- ・暴力団に該当しない旨の誓約書（様式第2号）
- ・役員等名簿（様式第2号別添）

ウ グループ協定書の写し（グループ申請の場合）（様式第3号）

エ 委任状（グループ申請の場合）（様式第4号）

(5) 参加資格審査の結果通知

県は、申請者から提出された公募参加資格申請書類について、本募集要項に示す参加資格を満たしているかどうかを審査し、その審査結果について申請者（グループの場合は代表者）に対して、書面により令和7年8月29日（金）までに通知する。

(6) 企画提案書の提出

- ① 受付期限 令和7年9月30日（火）午後4時（必着）
- ② 受付場所 「第6 公募等の実施に関する資料提出、問い合わせ先」に示すとおり
- ③ 提出方法 持参又は郵送、メール
- ④ 提出書類

提出書類は、原則日本産業規格A列4番とし、ファイルに次の順番にまとめたPDFをメールまたはCD-R等の電子媒体で提出すること。なお、提出された電子媒体は返却しない。

ア 企画提案書提出届（様式第5号）

イ 企画提案書（様式第6号及び様式第6号-2）

- ・ページ数は以下のとおりとする。（図表等は頁に含む）

- I. 運営の基本方針 ・ ・ ・ ・ 2頁以内
- II. 施設への来訪促進 ・ ・ ・ ・ 8頁以内
- III. 適正な施設管理 ・ ・ ・ ・ 2頁以内
- IV. 安定的な運営 ・ ・ ・ ・ 2頁以内

- ・「清水港旧4号上屋活用業務要求水準書」に示す事業者の業務内容を全て記載すること。
- ・フォントサイズは12pt以上とすること。
- ・記載する内容は、業務期間（期間延長分を含まない）に実施する内容に限る。
- ・自主事業等の提案にあたっては、関係者調整が必ずしも完了している必要はないが、実現可能性についての説明を記載すること。

ウ 収支計画（任意様式）

- ・自主事業それぞれの収入及び支出を記載すること。
- ・待合所運營業務の支出を記載すること。
- ・その他の収入及び支出があればそれを記載すること。

(7) 申請の追加・変更

提出された公募参加資格申請書類や企画提案書については、明らかな誤り（数字の桁の訂正等）や軽微な修正（記入欄の修正等）を除き、書類の追加や内容の変更は認めない。

なお、必要に応じ県から追加書類の提出を求めることがある。

(8) 申請の取下げ

申請を取り下げる場合には、取下書（様式第7号）を提出する。

- ① 提出期限 令和7年9月30日（火）午後4時（必着）
- ② 提出場所 「第6 公募等の実施に関する資料提出、問い合わせ先」に示すとおり。
- ③ 提出方法 持参又は郵送

(9) 費用の負担

申請から選定までに必要な費用は、全て申請者の負担とする。

3 事業候補者の選定

(1) 選定方法及び選定基準

清水港旧4号上屋活用業務事業者選定基準を参照

(2) プレゼンテーションの実施

令和7年10月中旬に実施する。実施日は別途通知する。

プレゼンテーション時間は、申請者1者あたり説明20分以内とし、質疑応答を含め60分以内とする。

場所や時間等は申請者（グループの場合は代表者）に対して通知する。なお、申請者が多数の場合は、実施日や実施方法を変更する場合がある。

(3) 事業候補者の決定、通知及び結果公表

選定委員会の審査結果を踏まえ、県が妥当と判断した場合、県は事業候補者を決定し、全ての申請者（グループの場合は代表者）に通知するとともに、申請者名とその結果等を県のホームページ等で公表する。

なお、申請者がいない、または審査の結果、本業務を実施することが適当な事業候補者がいないと判断された場合には、事業者を選定しないこととし、この旨を公表する。

(4) 著作権の帰属等

公募参加資格申請書類や企画提案書等の著作権は、申請者に帰属するが、県は審査結果の公表その他県が必要と認めた場合には、公募参加資格申請書類や企画提案書等の内容を使用できるものとする。

また、申請者から提出された書類は、事業者の選定以外の目的に使用しないが、静岡県情報公開条例（平成12年10月27日条例第58号）に基づく行政文書の公開請求がなされた場合は、原則公開の対象とする。

4 事業者の決定

(1) 協定の締結

事業候補者選定後、県と事業実施のための協議調整を行い、基本協定を締結された場合、事業者の決定とする

(2) 決定の取消し

選定された事業者が基本協定の締結までに、次の事項のいずれかに該当するときは、その決定を取消し、協定を締結しないことがある。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- ② 経営状況の悪化等により、本業務の遂行が確実でない認められるとき
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと認められるとき
- ④ 申請資格・申請条件に該当しなくなったとき

第6 公募等の実施に関する資料提出、問い合わせ先

静岡県交通基盤部港湾局港湾振興課

住 所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3050

メールアドレス kouwan_shinko@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kowan/1040836/1072838.html>